



和政第38号  
平成23年10月24日

和光市総合振興計画審議会長 様

和光市長 松本 武洋



和光市総合振興計画進行管理における外部評価のあり方について（諮問）

和光市総合振興計画審議会条例（昭和46年条例第7号）第2条の規定に基づき、「和光市総合振興計画進行管理における外部評価のあり方」について、貴会の意見を求めます。

# 和光市総合振興計画進行管理における外部評価のあり方（素案）

## 1 外部評価の基本的な方向性

本市においては、平成23年度からの「第四次総合振興計画基本構想」を策定し、将来都市像である「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」のもと、総合振興計画の実現に向けて、「(1) 市民との協働の推進」、「(2) 市民参加を基本としたPDCAサイクルの確立」、「(3) 行政改革の推進」を掲げております。そのうち、「(2) 市民参加を基本としたPDCAサイクルの確立」の取組のひとつとして、総合振興計画のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）のCAの過程に市民等の外部が関わり、総合振興計画の推進につながる外部評価システムを目指します。

## 2 外部評価の目的

- (1) 内部評価の客観性及び妥当性を検証すること
- (2) 総合振興計画の効率的かつ効果的な進行管理に関する助言を行うこと
- (3) 施策・事業に関する市民等との情報共有を促進すること

## 3 評価対象

第四次総合振興計画基本構想に位置づけられたすべての施策（65施策）

## 4 評価組織

### (1) 組織体制

市の附属機関である審議会等の第三者機関（地方自治法第138条の4③）  
「総合振興計画審議会」

### (2) 委員の構成

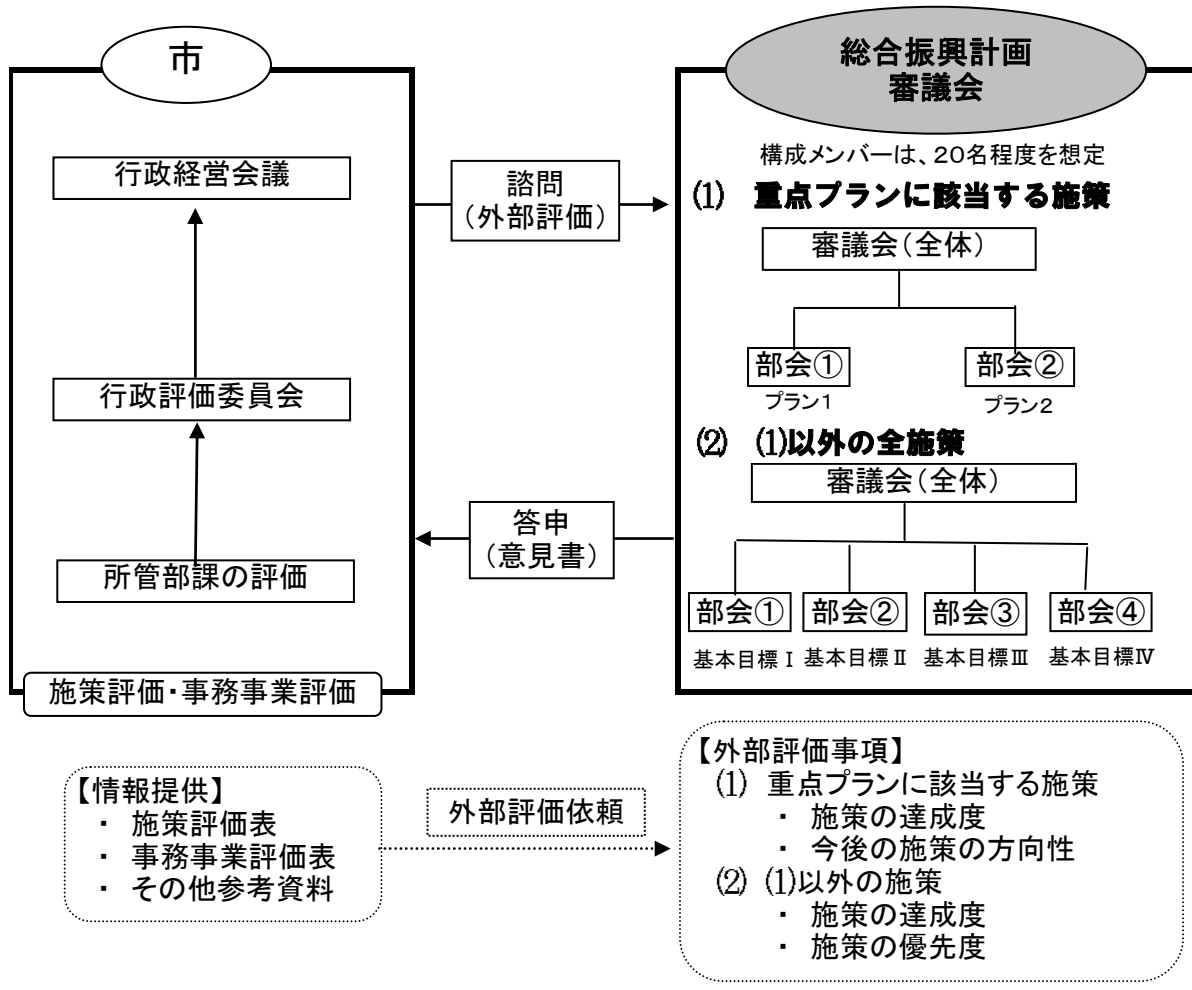
- ① 市教育委員会の委員
- ② 市農業委員会の委員
- ③ 市内公共的団体等の役員
- ④ 知識経験を有する者（学識）
- ⑤ 公募による市民

## 5 評価の方法

評価対象を「(1) 重点プランに該当する施策」と「(2) (1)以外の全施策」に分け、前半に(1)、後半に(2)を評価する。

(1)については、総合振興計画審議会に2つの部会を設置し、施策の達成度、今後の施策の方向性、施策を構成する事務事業の妥当性について評価を行う。

(2)については、総合振興計画審議会に4つの部会を設置し、施策の達成度及び施策の優先度について評価を行う。最終的には、審議会全体で評価結果をまとめる。



6 全体の流れ

